



安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当
TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂日 2024/10/02
SDS整理番号 20065150

製品等のコード : 2006-5150、2006-6160、2006-6170、2006-5180、2006-6180

製品等の名称 : テトラヒドロフラン (THF)

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
溶剤、洗浄剤、接着剤・溶着剤(硬質塩化ビニール樹脂、
低発泡塩化ビニール樹脂、アクリル樹脂の接着)、合成樹脂、人工皮革、
合成中間体、化学合成原料など

使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性
引火性液体 : 区分2
自然発火性液体 : 区分に該当しない
自己発熱性化学品 : 区分に該当しない
金属腐食性化学品 : 区分に該当しない
健康に対する有害性
急性毒性(経口) : 区分4
皮膚腐食性/刺激性 : 区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分2A
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分2(神経系)、
区分3(気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1(肝臓、腎臓、神経系)

注意喚起語: 危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気
飲み込むと有害(経口)
皮膚刺激
強い眼刺激
神経系の障害のおそれ
呼吸器への刺激のおそれ
長期又は反復ばく露による肝臓、腎臓、神経系の障害

注意書き

【安全対策】

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地すること、アースをとること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

ミスト、蒸気などを吸入しないこと。

取扱い後は、よく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。気分が悪い時は医師に連絡すること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。

皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に

外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露した時、又は気分が悪い時：医師に連絡すること。

皮膚刺激が生じた場合：医師の診察、手当を受けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	化学物質
化学名	テトラヒドロフラン (別名) ジエチレンオキシド、テトラメチレンオキサイド、THF、 1,4-エポキシブタン、酸化テトラメチレン、オキソラン (英名) Tetrahydrofuran (EC名称)、Tetramethylene oxide、 1,4-Epoxybutane、Diethyleneoxide、Oxolane、 Furan, tetrahydro- (TSCA名称)
成分及び含有量	テトラヒドロフラン、99.5%以上 安定剤として、2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール (BHT) を 約0.03%含有する。
化学式及び構造式	C ₄ H ₈ O、構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	72.11
官報公示整理番号	(5)-53
化審法	公表化学物質(化審法番号を準用)
安衛法	
CAS No.	109-99-9
EC No.	203-726-8
危険有害成分	テトラヒドロフラン

4. 応急措置

吸入した場合	： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	： 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 皮膚を速やかに多量の水と石鹸で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	： 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてから ゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水 で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの 隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、 洗浄を続ける。 眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。 眼刺激が持続する時は、医師の診察、手当を受ける。
飲み込んだ場合	： 口をすすぎ、うがいをする。 大量の水又は活性炭を分散させた水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐か せる。 意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管

- への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。
- 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状：
- 吸入 ; 咳、めまい、頭痛、吐き気、咽頭痛、意識喪失
 - 皮膚 ; 皮膚の乾燥、発赤、痛み
 - 眼 ; 発赤、痛み
 - 経口摂取 ; 「吸入」の項を参照。
- 応急措置をする者の保護：有機溶剤用の保護マスクが有ればそれを着用する。
火気厳禁。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 本製品は可燃性、引火性であり、非常に燃焼しやすい。
粉末、二酸化炭素、泡消火剤、水噴霧
大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状放水(本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある。)
- 特有の危険有害性 : 引火性が極めて高い。
極めて燃え易いので、熱、火花、火災で容易に発火する。
引火点(-14.5)以上では蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。
本製品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがあり、屋内、屋外、下水溝などでの遠距離引火の可能性もある。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を遮断する。
火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。
皮膚、眼など身体とのあらゆる接触を避ける。
蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。
- 回収、中和 : 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて密閉できる空容器に回収する。
大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。
漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
周辺の発火源を速やかに取除く。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
技術的対策 : 裸火禁止、火花禁止、禁煙。強力な酸化剤との接触禁止。
引火点(-14.5)以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。
ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、

貯蔵所、取扱所で行なう。
 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。
 指定数量の1/5以上、1未満(少量危険物)の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。
 指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。
 炎、火花または高温体との接触を避ける。
 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。
 蒸気は空気より重く、床に沿って移動することから、床面に沿って換気する。

局所排気・全体換気 : 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 取扱い後はよく手を洗う。
 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しない。
 眼に入れない。
 接触、吸入又は飲み込まない。

安全取扱い注意事項 : 炎、火花または高温体との接触を避ける。

接触回避 : 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。
 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽質な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。
 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。
 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。

技術的対策 : 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管する。
 日光や高温を避けて保管する。
 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。
 一定の場所を定めて、施錠して保管する。
 貯蔵する所には、「火気厳禁」の表示を行う。
 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。

保管条件 : 強酸化性物質、強塩基性物質、ハロゲン化金属

混触危険物質 : ガラスなど

容器包装材料 : アクリル樹脂、塩化ビニール樹脂など多くのプラスチックやゴムを侵す。

<参考> 容器包装材料の室温における耐薬品性(あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要)

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレンゴム x クロロプレンゴム(ネオプレン) x ニトリルゴム x ブチルゴム -
 天然ゴム x シリコンゴム x フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) x テフロン
 軟鋼 - ステンレス(SUS304 - SUS316 -) チタン - アルミニウム - 銅 -
 軟質塩ビ x 硬質塩ビ x ポリスチレン x ABS x ポリエチレン x ポリプロピレン
 ナイロン x アセタール樹脂 x アクリル樹脂 x ポリカーボネート x ガラス

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : 50ppm
 許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標) :
 日本産衛学会 50ppm, 148mg/m3 (経皮吸収性あり)
 ACGIH TLV-TWA 50ppm (Skin)
 TLV-STEL 100ppm (Skin)

設備対策 : 防爆の電気、照明機器を使用する。
 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。
 静電気放電に対する予防措置を講ずる。
 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。

保護具
 呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具(有機ガス用防毒マスク)を着用する。
 手の保護具 : 保護手袋(テフロン製、ポリプロピレン製など)を着用する。
 眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。

- 衛生対策 : 必要に応じて顔面用の保護具、長靴を着用する。
汚染された作業衣は作業場から出さない。
取扱い後はよく手を洗う。
取り扱い中は飲食、喫煙はしない。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態 : 液体
性状 : 無色
色 : エーテル類似臭
臭い : 中性 pH7 ~ 8 (20%水溶液)
pH : -108
融点 : データなし
凝固点 : 約65
沸点 : -14.5 (密閉式)
引火点 : 引火性
可燃性 : 下限 2.0 vol%、 上限 11.8 vol%
爆発範囲 : 19.3 kPa (20)、 21.6 kPa (25)
蒸気圧 : 2.49
相対ガス密度(空気 = 1) : 1.28
20 での蒸気/空気混合 : データなし
気体の相対密度(空気 = 1) : 0.886 ~ 0.891 (20/20)
密度又は相対密度 : 水に極めて溶けやすい。
比重 : エタノール、ジエチルエーテルに極めて溶けやすい。
溶解度 : アルコール類、ケトン類、エステル類に可溶。
オクタノール/水分係数 : log Pow = 0.46
発火点 : 321
分解温度 : データなし
粘度 : 0.486 mPa・s (20)
動粘度 : 0.62 mm²/s (20)
粒子特性 : データなし
- GHS分類
引火性液体 : ICSC(2002)による引火点は-14.5 (密閉式)で <23 であり、かつ沸点は約65 で >35 であること、また、国連危険物輸送勧告ではクラス3、容器等級II (国連番号2056)であることから、区分2とした。
引火性の高い液体および蒸気(区分2)
自然発火性液体 : 常温の空気と接触しても自然発火しない(発火点321 (混触危険Hb (第2版, 1997) p391)ことから、区分に該当しないとした。
自己発熱性化学品 : UNRTDG クラス3に分類されていることから、区分に該当しないとした。
金属腐食性化学品 : データはないが、国連危険物輸送勧告がクラス3、容器等級 II (国連番号2056)であることから、区分に該当しないとした。

10. 安定性及び反応性

- 安定性(反応性・化学的安定性)
危険有害反応可能性 : 通常取扱い条件において安定である。
強酸化剤、強塩基、いくつかのハロゲン化金属と激しく反応し、火災と爆発の危険をもたらす。
本品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがある；遠距離引火の可能性がある。
アクリル樹脂、塩化ビニール樹脂など多くのプラスチック、ゴム、被膜剤を侵す。
避けるべき条件 : 熱、日光、裸火、スパーク、静電気
混触危険物質 : 強酸化剤、強塩基性物質、ハロゲン化金属
危険有害な分解生成物 : 一酸化炭素、二酸化炭素

11. 有害性情報

- 急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 1650mg/kg (CER1ハザードデータ集(2005))
飲み込むと有害(経口)(区分4)
経皮 分類できない。
吸入(蒸気) ラット LC50 = 21000ppm/3H (換算値53.65mg/L/4H)
(CER1ハザードデータ集(2005))
区分に該当しない。
吸入(ミスト) 分類できない。
皮膚腐食性/刺激性 : ヒトへの影響として皮膚への刺激性がある (CER1ハザードデータ集(2005), ACGIH (2001))との報告から、区分2とした。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 皮膚刺激(区分2) ヒトへの影響として眼への刺激性があるとの記述(CERIハザードデータ集(2005), ACGIH(2001))があることから、区分2Aとした。
呼吸器感作性	: 分類できない。
皮膚感作性	: 区分に該当しない。
生殖細胞変異原性	: 区分に該当しない。 ほ乳類毒性試験結果では感作性はないとの記述(CERIハザードデータ集(2005))から、区分に該当しないとした。
発がん性	: 区分に該当しない。 In vivo のマウス骨髄細胞を用いる染色体異常試験(CERIハザードデータ集(2005), NTP)、マウス骨髄細胞を用いる姉妹染色分体交換試験で陰性であった(NTP)。
生殖毒性	: 区分に該当しない。 知見データがなく、産衛学会やIARC、ACGIH、NTP、EPA、OHSAの国際評価機関の報告がないため、分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分に該当しない。 ラットの記述(CERIハザードデータ集(2005), NTP)及びラット繁殖性試験(ACGIH(2001), IUCLID(2000))のデータでは生殖機能、生殖能力に影響はなく、胎児奇形も報告されていないこと、及びマウス妊娠6-17日吸入ばく露試験の母動物に影響がみられた用量でのみ死亡胎児及び吸収胎児の増加が認められているとの記述がある。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: ラットの5000ppm3時間吸入ばく露(4時間換算値12.7mg/L)でカタレプシー姿勢、昏睡、間代性痙攣、あえぎ呼吸、呼吸困難が認められたとの記述から、中等度のばく露濃度で神経系に影響があると考えられる。 過剰ばく露すると神経系損傷を起すことがある。 ヒトへの影響として粘膜への刺激性があるとの記述、及び蒸気が気道を刺激するとの記述から、気道刺激性と考えられる。 神経系の障害のおそれ(区分2) 呼吸器への刺激のおそれ(区分3)
誤えん有害性	: 職業ばく露例で腎症、肝障害及び中枢性痙攣が報告されているとの記述、及びACGIHの職業ばく露例で腎症、肝障害、中枢性痙攣、末梢神経障害が報告されているとの記述から、標的臓器は腎臓、肝臓及び神経系であると考えられる。 長期又は反復ばく露による肝臓、腎臓、神経系の障害(区分1)
	: 分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性 短期(急性)	: 区分に該当しない。 魚類(ファットヘッドミノー) LC50 = 2160mg/L/96H (CERIハザードデータ集(2005))
水生環境有害性 長期(慢性)	: 区分に該当しない。 本品は良分解性である(経済産業省: 化学物質安全性点検結果)。 難水溶性でなく(水溶解度=1.00×10 ⁶ mg/L((PHYSPROP Database))、急性毒性が低いことから、区分に該当しないとした。
残留性・分解性	: 良分解性。BOD分解度 = 100%
生物蓄積性	: 低濃縮性。Log Kow = 0.46
土壤中の移動性	: 高移動性。Koc = 4.9
オゾン層への有害性	: 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。 都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。 (参考)(1)燃焼法 可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉(おが屑)等に吸収させて、アフターバーナ及びスクラバ付き焼却炉の火室で焼却する。
-------	---

(2) 活性汚泥法
 生分解性があるので、活性汚泥処理が可能である。
 汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 127

国際規制

海上規制情報 (IMDGコードの規定に従う)

UN No. : 2056
 Proper Shipping Name : TETRAHYDROFURAN
 Class : 3 (引火性液体)
 Sub Risk : -
 Packing Group : II
 Marine Pollutant : No
 Limited Quantity : 1L

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 2056
 Proper Shipping Name : Tetrahydrofuran
 Class : 3
 Sub Risk : -
 Packing Group : II

国内規制

陸上規制情報 (消防法、道路法の規定に従う)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 2056
 品名 : テトラヒドロフラン
 クラス : 3
 副次危険 : -
 容器等級 : II
 海洋汚染物質 : 非該当
 MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : Z (テトラヒドロフラン)

少量危険物許容量 : 1L

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 2056
 品名 : テトラヒドロフラン
 クラス : 3
 副次危険 : -
 等級 : II

少量輸送許容物件

許容量 : 1L

特別の安全対策 : 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。
 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。
 車輛等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物
 (政令番号 第367号「テトラヒドロフラン」、対象質量%は 1)
 名称等を通知すべき危険物及び有害物
 (政令番号 第367号「テトラヒドロフラン」、対象質量%は 0.1)
 (令別表第9)
 (注) 令和7年4月1日以降、政令番号: 規則別表第2の第1278号に変更

危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)
 第2種有機溶剤等 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条)

	第1項第4号)
	作業環境評価基準
	皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の
	使用義務物質
	・皮膚吸収性有害物質「テトラヒドロフラン、対象重量%は 1」
	(安衛則第594条の2)
化審法	: 優先評価化学物質 No.135 (官報公示日: 2012/12/21)
	優先評価化学物質の評価対象; 人健康影響
労働基準法	: 疾病化学物質
	(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)
消防法	: 危険物第4類引火性液体、第一石油類水溶性液体 指定数量400L
	危険等級 (法第2条第7項危険物別表第1)
毒物及び劇物取締法	: 非該当
化学物質排出管理促進法 (PRTR法)	: 分類 「第1種指定化学物質」
	・政令番号 「1-302」
	・管理番号 「674」
	・政令名称 「テトラヒドロフラン」
	ただし、R5年3月31日まで非該当
船舶安全法	: 引火性液体類 (危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法	: 引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
海洋汚染防止法	: 有害液体物質 Z類物質「テトラヒドロフラン」(施行令別表第1)
大気汚染防止法	: 揮発性有機化合物 (VOC) (法第2条第4項)
輸出貿易管理令	: キャッチオール規制 (別表第1の16項)
	HSコード: 2932.11
	第29類 有機化学品
	・輸出統計番号 (2024年1月版): 2932.11-000
	「複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)
	- 非縮合フラン環 (水素添加してあるかないかを問わない。) を有
	する化合物: テトラヒドロフラン」
	・輸入統計番号 (2024年4月1日版): 2932.11-000
	「複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)
	- 非縮合フラン環 (水素添加してあるかないかを問わない。) を有
	する化合物: テトラヒドロフラン」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献	:	
化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ		化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ		化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧		中央労働災害防止協会編
化学大辞典		共同出版
安衛法化学物質		化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)		医歯薬出版
化学物質安全性データブック		オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)		三共出版
化学物質の危険・有害性便覧		労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM		
GHS分類結果データベース		nite (独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報		中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。